

伊那市上下水道事業公用車有料広告募集要項

伊那市水道部では、上下水道事業の公用車に有料広告を掲載します。

広告の掲載を希望される方は、伊那市上下水道事業公用車有料広告申込書に必要事項をご記入の上、伊那市水道部水道業務課経営係までお申込みください。

記

1 申込先

〒396-8617

伊那市下新田3050番地

伊那市役所 水道部 水道業務課 経営係

2 申込資格

申込資格を有する者は、法人及び住民自治団体等の公共的な活動を営む団体とします。

ただし、次の各号に定める業種又は事業を営む者は除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種又はこれに類似するものに係る業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) 占い、運勢判断に関する業種
- (4) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (5) 債権の取立て、示談引受け等に関する業種
- (6) 各種法令に違反している者
- (7) 市税及び分担金、使用料その他の歳入に未納がある者
- (8) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (13) 社会上の問題となっているものに係る者
- (14) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告主としてふさわしくないと管理者が認める者

3 広告掲載期間

原則として4月1日から3月31日までの1年間

※年度途中で広告掲載となった場合は、翌年度の3月31日までの期間
ただし、広告主の希望によりさらに1年ごと2年間延長することができます。

4 対象車両

伊那市水道部が管理する公用車のうち14台（軽トラック3台、軽貨物9台、普通乗
用車2台）

(参考) 月平均走行距離・平均稼働率（平成26年度実績）

(1) 月平均走行距離 291km～1,750km

(2) 平均稼働率 65%～97%

※参考データであり、上記走行距離・稼働率を保証するものではありませんのでご留意
ください。

5 広告募集車両 別紙のとおり

6 広告の掲載方法

あらかじめ広告を印刷した粘着フィルムにより車体に貼付していただきます。（掲載箇
所には凹凸があります。）

7 広告の規格等

(1) 場 所 車体の両側面

(2) 寸 法 軽トラック 縦30センチメートル、横50センチメートル以内

軽貨物 他 縦60センチメートル、横65センチメートル以内

※車体の大きさにより寸法が変わることがあります。

(3) その他 広告の上部もしくは下部に縦6センチメートル、横35センチメートル以
上の大きさで、「伊那市有料広告」と表示してください。

8 広告内容

地域経済の健全な発展又は公共の福祉の向上に寄与するものであって、次の項目に該
当するものは掲載することができません。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 伊那市上下水道事業公用車有料広告取扱基準第9条に該当するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告として不相当であると管理者が認めるもの

9 広告掲載料

1台 年 24,000円(税別)(月額2,000円×12か月分)

※年度途中に広告掲載となった場合は、月額2,000円×掲載する月数

10 広告の審査・決定

申込者の業務内容及び広告原稿の表現や文言、デザイン等について審査を行い掲載を決定します。

ただし、決定された広告数が、対象車両数を超えた場合は、抽選により公用車に掲載する広告を決定します。

11 申し込み手続き

(1) 提出書類

ア 伊那市上下水道事業公用車有料広告申込書

イ 広告デザインの原稿

ウ 誓約書

エ 定款、規約又はこれらに類する書類

オ 会社概要及び直近の事業年度の財務諸表

カ 登記事項証明書(商業登記簿謄本) ※写しでも可

(2) 提出部数

各1部

(3) 申し込み方法

(1)に掲げる提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

12 広告主の責任

(1) 広告の原稿作成にかかる費用は広告主負担とします。

(2) 広告原稿の作成及び校正は広告主にて行っていただきます。

(3) 掲載を解除する場合、原状回復に必要な経費は広告主の負担とします。

1 3 その他

申込みに際しては、「伊那市広告掲載要綱」「伊那市上下水道事業公用車有料広告取扱基準」をご覧ください。

<お問合せ先>

〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地

伊那市役所 水道業務課 経営係

電話：0265-78-4111（内線 2622）

FAX：0265-78-6113